

大阪市教育委員会告示第2号

平成17年大阪市教育委員会告示第20号（情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等）は、廃止する。

令和8年3月31日

大阪市教育委員会教育長 多田勝哉

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教育政策課）